

旧小学校活用方針

1. 川内小学校
2. 本砂金小学校
3. 支倉小学校
4. 前川小学校青根分校

川 崎 町

目 次

1. 策定の趣旨	1
2. 旧小学校活用方針の基本的な考え方	1
(1) 全町的な行政需要への対応	1
(2) 地域住民の同意や利用等に対するニーズを踏まえた活用	1
(3) 民間事業者等の積極的な活用	2
(4) 中・長期的な視野に立った活用	2
3. 活用にあたっての配慮事項	2
(1) 地域防災への配慮	2
(2) 地域活動への配慮	2
(3) 川崎町地域活性化施設（暫定活用）との調整	2
4. 活用にあたっての検討及び具体的な進め方	3
(1) 検討体制	3
(2) 具体的な進め方	3
(3) 活用にあたっての関係図	4
5. 対象施設の概要	別冊

1. 策定の趣旨

当町では、これからの児童数の推計結果に基づき、時代を担う子供たちの良好な教育環境を確保するには、どのような教育環境がもっとも望ましいものであるかという視点や教育の機会等、将来にわたる教育諸条件を検討し、平成24年3月末をもって地域とともにあり続けた4校の小学校に幕をおろした。

廃校となった各小学校は、これまでの長い間地域から数多くのご支援やご協力のもと運営され、地域に根差した身近な公共施設として、地域住民は非常に愛着を持って関わってこられた施設であったことから、学校として使われなくなった後も、地域の要望に沿うべきとの方針のもと、各地域に対し、活用方針の提案を依頼してきたが、地域全員の理解と協力を得ることが困難であったり、推進する方々の労力が多大であったりすることにより、一部地域において活用の要望があったものの、ほとんどの施設で活用されていない状況が続いている。廃校となった小学校の校舎等は、国庫補助金をはじめとした多額の公費が投入されて整備された施設であるとともに、町民の共通財産として、可能な限り積極的な有効活用を図りその恩恵を町民が享受されるべきであるとの認識のもと、全町的なまちづくりと地域住民の意向を尊重した地域の活性化という視点から、各種問題を整理し、平成28年度中に各施設が活用されることを目的として、活用するうえでの基本的な理念や考え方とともに、有効活用に向けた手続きの基本的な流れや配慮すべき事項をまとめた「旧小学校活用方針」を定め、長年懸案となっていた旧小学校の活用を推進する。

2. 旧小学校活用方針の基本的な考え方

(1) 全町的な行政需要への対応

小学校の跡地については、川崎町民共有の貴重な財産であることから、総合計画におけるまちづくりの将来都市像や町の重要施策との整合性に留意し、町域全体の施設の現状を総合的に把握したうえでの全体最適を目指して、町民全体の利益という観点から、全町的な行政需要へ対応するような有効活用策の実現を図る。

(2) 地域住民の同意や利用等に対するニーズを踏まえた活用

学校は、地域住民代々の学びの場として地域との関わりも深く、地元の核となってきた施設で地域住民にとっては、コミュニティや地域活動を支える中心的な場でもあり、地域のシンボリックな存在となってきたことから、地域住民に活用して欲しいとの思いで、各地域に対し、活用方針の提案を依頼してきたが、明確な活用方針が提案されないでいる。

学校がこれまで担ってきた役割や機能を踏まえ、跡地の活用にあたっては、地域

の意向やニーズについて十分配慮した内容とするためにも、行政だけでなく、地域住民の意見等が反映できるような組織等の体制づくりを図る。

(3) 民間事業者等の積極的な活用

民間事業者等の力やノウハウを積極的に活用するためにも、活用案の募集等については、町のホームページなどにより広く周知し、団体・個人に限ることなく、多くの提案が出されるような環境作りに努める。

なお、民間事業者などを活用した跡地の活用については、町域全体の課題解決や町の重要施策の実現に寄与することに加え、地域住民の意向も尊重し、事業者等の健全性や事業内容の安定性及び継続性ととも町や地域へ与える影響などを十分考慮したうえでの活用とする。

(4) 中・長期的な視野に立った活用

中・長期的な視野に立ち、新たに生じる行政需要への対応など多様化、高度化する町民ニーズを考慮して、将来を見通した活用とする。

3. 活用にあたって配慮すべき事項

(1) 地域防災への配慮

学校跡地は、現在においても町の避難所として指定されているなど、地域防災の拠点施設であることから、跡地活用の検討にあたっては、防災拠点としての機能面への配慮も十分に行う。

(2) 地域活動への配慮

学校跡地は、現在においても地域コミュニティの場として、地区民運動会や盆踊り、さらには、ソフトボールやバレーボールなどの運動施設として利用されている状況であることから、新たに活用する事業者等や地域住民とのルール作りをはじめ各種の調整に配慮する。

(3) 川崎町地域活性化施設（暫定活用）との調整

学校跡地の活用については、本格的な活用までそれ相応の時間を要することが想定されたことから、本格的に活用するまでの一定期間について、一時的な行政需要への対応や地域コミュニティの場としての利用、さらには事業者への貸付けに付すなど、暫定利用をしているところである（「川崎町地域活性化施設の設置及び管理運営に関する条例」：平成25年10月1日条例第20号）。

したがって、本格的な活用がされた場合における当該条例との整合性や調整等に配慮する（施設の共同利用や条例からの削除等）。

4. 活用にあたっての検討及び具体的な進め方

旧小学校活用の検討等については、以下の考え方に基づき進めていくこととする。

(1) 検討体制

①廃校するにあたっては、地域住民に対し各種説明してきたところであり、その際、地域において活用案を提出して欲しいとの依頼をしてきたことから、まずは当該方針や、活用までのプロセスを関係行政区長に説明し、合意を得たうえで進めていく。

また、地域での説明会を要望された場合などは、柔軟に対応する。

②旧小学校の跡地活用については、これまで検討してきた経緯を踏まえ、「まちづくり検討委員会」にて各種方針等を決定し進めていく。

③本件に関する所管課は地域振興課とする。

ただし、学務課においては、引き続き「川崎町地域活性化施設の設置及び管理運営に関する条例」等に基づく所管事務や補助金適正化法の事務も存在することから、地域振興課と学務課とは情報の共有をはじめ、相互に連携していく。

(2) 具体的な進め方

①地域住民（代表者等）に対し、当該方針等を説明し理解を得る（場合によっては、地域住民に対する説明や地区役員会での説明等が必要になる場合も考えられる）。

②全町的な行政需要に対応するため、町の広報誌やHPなどにより、利用したい企業や個人並びにアイデア等を出してもらえる環境を整える。

③上記②と並行して、旧小学校を活用した事業の運営事業者を募集するための要項やルール作りさらには、課題整理や解決などに向けて地域振興課が事務局となって進め、「まちづくり検討委員会」にて決定し進めていく。

④要項やルール作りが整理されたら、事業希望者を募集し、希望する事業者に対して企画書を提出させ、地域の方を交えた審査委員会にて事業者を決定する。

⑤選定された企画書を提出した事業予定者と実現に向けて各種調整する。

例) ●地域住民に対する説明 ●議会への報告や場合によっては議案の提出 など

★民間事業者等の活用にあたっては、事業内容が町域全体の課題解決や町の重要施策の実現に寄与する内容であるかなどについて、地域の意向も尊重して検討を行う。

★各検討内容を踏まえて、全町的な視点からの施設の必要性や地域間バランス、地域の視点にたった地域コミュニティへの効果など、総合的な見地に基づき活用事業を選定する（本方針に定めのない事項や詳細は「まちづくり検討委員会」で決定）。

⑥アイデア等や企画書が提案されなかった場合、次のステップをどのように進めるか等の検討

案) 以前から検討されていた「みんなの廃校プロジェクト（文部科学省所管）」への登録 など

(3) 活用にあたっての関係図

【 旧小学校活用の検討手続 】

